

平成28年度第1号公共下水道大根・鶴巻処理区枝線整備工事（鶴巻2工区）の 施工管理等に係る不適切な事務処理について

平成30年1月29日
秦野市上下水道局

1 事実関係

平成28年度第1号公共下水道大根・鶴巻処理区枝線整備工事（鶴巻2工区）において、上下水道局下水道施設課の工事を監督した担当職員は、工事掘削部分の埋め戻しに使用する改良土について、数量を違算したまま当初契約を締結しました。その後、試掘調査結果により当初契約の数量から減らす必要が生じた際、数量減少を請負事業者に口頭で指示したのみで、本来であれば、請負事業者と相互に確認のうえ保管すべき書類（工事打合せ簿）を作成せず、上司への報告を怠っていました。

また、請負金額に変動が生じる場合は、設計変更承認伺いを作成し、決裁を受けなければなりません。これも怠っていました。

請負事業者は、指示された数量で改良土を購入し、これを使用しましたが、変更契約のための事前協議において、上下水道局下水道施設課と請負事業者の双方とも改良土の数量変更を失念していたため、平成29年3月2日に締結した変更契約には反映されませんでした。

変更契約の締結後、変更契約数量と現場の使用数量（購入数量）に差が生じていることについて請負事業者から指摘がありましたが、報告を受けた課長代理は実態と異なる数量の書類（改良土収支報告書）を作成するよう担当職員に指示し、担当職員はこれを受け、請負事業者が改良土を購入したプラント会社に書類の作成を依頼し、完成検査に臨もうとしました。

また、書類に不備（改良土収支報告書を添付せずに完成検査を依頼した）があつたにもかかわらず、完成検査を政策部検査課に依頼し、さらに検査直前に提出された書類は契約との整合性を欠くものであつたことから、検査業務にも支障を来たすこととなつたものです。

さらに、これらの一連の経過が請負事業者の不信を招き、正しい数量に清算することへの理解を得られるまでに時間を要してしまいました。

2 原因

（1）工事等の適正な事務執行に関する職員のコンプライアンス意識の欠如

上下水道局下水道施設課の担当職員は、当該工事に係る改良土数量の設計に違算を生じさせるとともに、請負事業者からの連絡を受け、改良土数量の変更を失念したことを認識し、その後、課長代理の指示により実態と異なる収支報告書の作成をプラン

ト会社に依頼、それを受領しました。

課長代理は、部下の事務処理誤りの報告を受けた際、事実在即すべき適正な職務執行とは異なる指示を行うとともに、請負事業者と調整せず、課長の指示を受けずに同工事の他の部分での清算設計を前提に、独断で契約関係を終結させようとしていました。

また、課長は、完成検査の当日に一連の経緯について報告を受けたものの、工事の完成検査の中止や延期の申入れを政策部検査課に行うことなく、検査の実施を求めてしまったものです。

(2) 施工監理時に必要な事務処理の不徹底

請負事業者と調整した際に作成し、市と請負事業者双方で保管すべき「工事打合せ簿」の作成が徹底されておらず、また、工事内容に変更が生じ、直ちに変更契約ができない場合の暫定措置として「設計変更承認伺い」を作成し、決裁を受ける必要がありますが、その時点において作成されておらず、事実在即すべき職務執行が履行されていませんでした。

(3) 組織内での情報共有及び事務処理のチェック体制の不足

工事打合せ簿が、改良土数量の変更については作成されず、口頭でも報告が行われていなかったことにより、課内で工事の変更等の情報が共有されなかったこと。また、このことにより、所属職員の事務の適切な執行を確保すべき立場にある管理職職員が工事の進捗状況を適切に把握できなかったなど、組織による対応が不十分でした。

(4) 不十分な施工スケジュール管理

施工スケジュールの管理が不十分であり、変更が発生した際の現場確認など適切な状況把握が不足。また、これにより、状況の変化に対して、調整や判断に必要な時間を十分確保することができませんでした。

3 再発防止のための取組み

(1) 研修等の充実による職員のコンプライアンス意識及び資質の向上

監督員たる職員は、工事等の適正な施工を確保するため、十分に確認のうえ契約書等の関係書類を作成し、それに基づいた指揮監督及び指示を行い、工事等の進捗を図り、その施工状況については文書等により随時、管理職職員へ報告しなければなりません。

また、管理職職員は、担当職員の仕事の進捗状況に留意し、適切にその管理を行わなければならない。監督員たる職員や管理職職員の責務を再認識し、今後このような事案が発生することのないよう、関係職員だけではなく組織全体でコンプライアンス意識を醸成し、適正な事務執行ができる体制を整備していく必要があります。

そのため、本事案を踏まえた法令等の遵守や適正な設計・施工監理の徹底について、特に工事に携わる職員に改めて周知・啓発するとともに、OJT中心であった、

施工監理のルール等の研修に加え、さまざまな階層の技術職員を対象とした庁内集合研修（勉強会）を拡充して継続的に実施し、コンプライアンス意識及び資質の向上を図ります。

(2) 事務処理手順の再確認と確実な履行

報告及び情報共有を図るルールが既に整っているにもかかわらず、適切に履行されていませんでした。

そのため、施工監理に係る手順全体を改めて確認・徹底する。また、ルールや書式等が実態に即していることを随時確認のうえ、必要に応じ見直し、管理職職員等によるチェックも含めて確実に履行していきます。

(3) 組織内での施工監理の情報共有

管理職職員は、所属職員の仕事の進捗状況について、適切にその管理を行わなければならない、そのため、管理職職員のリーダーシップのもと、課内等における打合せや進捗状況の確認等を定期的の実施し、組織内での情報共有を徹底します。

なお、円滑な検査業務の実施のため、工事主管課は、完成書類の不備や内容の確認を徹底したうえで、政策部検査課に完成検査を依頼するよう改めて周知徹底いたします。

(4) 施工スケジュールの管理の徹底

監督員たる職員は、工事等の進捗に留意し、あらかじめ定めた施工スケジュールとの整合を管理する必要があります。

そのため、施工スケジュールの管理を徹底するとともに、状況の変化に応じ的確に対応できるよう、より計画的な執行に留意し、工程に余裕を持った中で管理を行うものとします。